

# 第1章

## 「笠間市環境基本計画」 とは？

# 第1章 笠間市環境基本計画とは

## 1-1 計画策定の背景

### ● 都市・生活型公害の顕在化、地球規模の環境問題の深刻化

笠間市は、北西部に八溝山系に連なる山々、南西部に愛宕山が位置し、中央を流れる涸沼川に沿って農地や平地林が広がる豊かな自然に恵まれた静かで落ちつきのあるまちとして発展してきました。

私たちの生活は、高度な科学技術等の恩恵を受け、便利で豊かなものとなりましたが、その反面、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムや浪費型のライフスタイルの定着により、都市・生活型の公害が顕在化してきました。水辺や里山等の身近な自然の崩壊、河川や池沼の水質汚濁、廃棄物問題などは本市においても深刻化しつつあります。

また、地球温暖化やオゾン層破壊など、地球規模での環境問題も深刻化しており、実効性のある取組が求められています。

### ● 地域の特性や課題に即した実効性のある取組が必要

このような環境問題に対しては、地域の特性や課題を的確に捉え、これらに即した実効性のある取組を地域において主体的に取り組んでいくことが求められています。

### ● 一人ひとりの取組、長期的視野に立った取組が必要

現在の環境問題の原因の多くは、市民一人ひとりの日常生活や日々の事業活動に起因しており、その解決に向けては幅広い市民や事業者の参加が必要です。

現在の環境問題は地球規模の空間的な広がりや、将来世代にもわたる時間的な広がりをもっており、長期的視野に立った予防的な取組が求められています。

### ● 長期的な視点から総合的かつ計画的に環境保全を進めるための計画づくり

このような背景を踏まえ、平成18年3月に制定された笠間市環境基本条例で掲げられた基本理念を実現し、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに、快適で住みよい環境づくりを推進するために、「笠間市環境基本計画」を策定するものです。

## 笠間市環境基本条例の基本理念

条例第121号 平成18年3月19日

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が環境から健全で豊かな恵みを受け、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、樹林、農地、水辺等の自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が築かれるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民、事業者及び滞在者が公平な役割分担と責務の自覚の下に、協働して自発的、積極的に行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、豊かな自然、歴史的文化等を保全するとともに、新たな地域環境を創造しつつ、これらを将来の市民に継承していかななければならない。

5 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、地域の環境とも密接に関係することから、市、市民及び事業者が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

## 1-2 計画の目的と役割

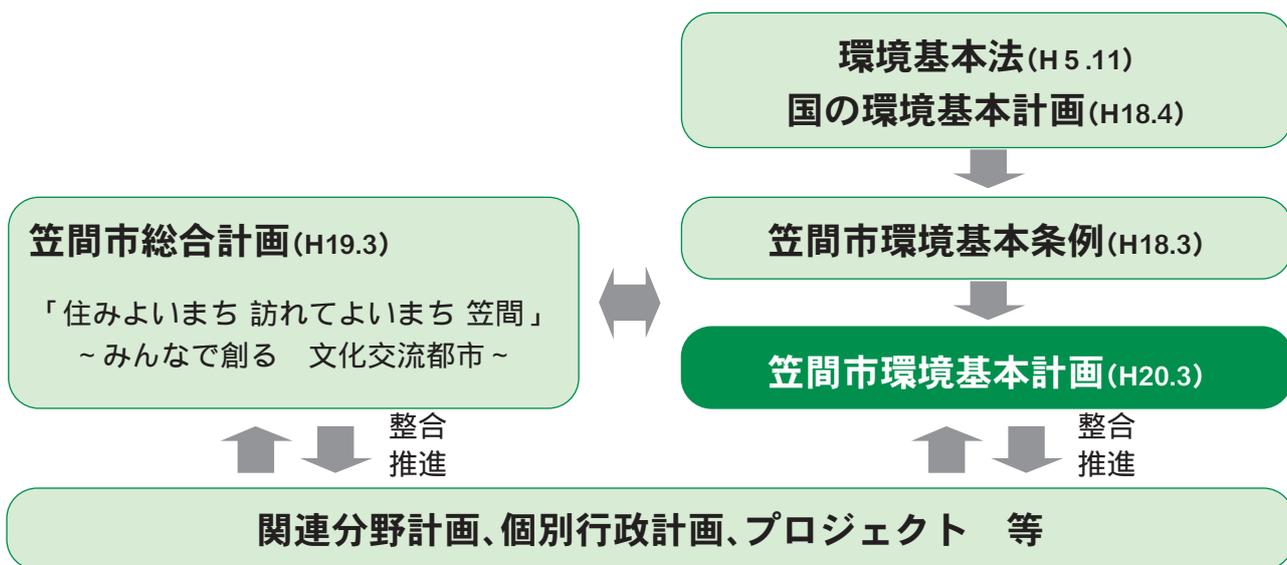
笠間市環境基本計画は、現在の本市の良好な環境を保全し、次代に継承していくためのプランです。主に次のような役割を担っています。

- 課題の提起** 現在の笠間市の環境について、実態や課題を把握し、今後に向けた課題についての認識を深めるものです。[ 第2章 ]
- 望ましい環境像** 環境基本条例の理念を実現するため、市民や事業者、市が一体となって取り組むための目標を共有するものです。[ 第3章 ]
- 施策の方向** 笠間市の環境関連施策を長期的視点から総合的に推進するための施策の方向性を示すものです。[ 第4章 ]
- 重点的取組** 望ましい環境像の実現に向け、今後特に重点的に取り組んでいく事業(重点事業)を掲げるものです。[ 第5章 ]
- 行動の指針** 市民や事業者が環境に配慮した行動を自主的に考え、行動するための指針を示すものです。

## 1-3 計画の位置づけ

笠間市環境基本計画は、環境面において本市の最も基本となる計画です。

環境の保全及び創造に関して、他の個別計画の上位に位置付けられるものであり、長期的な観点から総合的、体系的に推進される必要があります。



### 【環境にやさしい暮らしの知恵・エコライフの工夫】

市民の皆さんが日頃から取り組んでいる「環境にやさしい暮らしの知恵・エコライフの工夫」を教えてください。皆さんもぜひ参考にして取り組んでください。

冬は日当たりの良い部屋、夏は風通しの良い部屋ですごし、冷暖房をなるべく使わない。夜は早寝、朝早起き。

## 1-4 計画の対象地域

本計画は、笠間市全域を対象とします。

ただし、大気や水、地球環境問題など、流域あるいは広域に対応することが望ましい事項については、周辺地域や茨城県、国及び地球全体も視野に入れた計画とします。

## 1-5 計画の対象範囲

本計画の対象となる環境の範囲は、概ね以下のとおりです。

自然環境に関するもの	水辺 / 農地・里山・森林 / 生態系 / 自然景観
快適な環境に関するもの	公園・緑地 / 街並み / 歴史・文化 / 暮らしのマナーやモラル
生活環境に関するもの	大気環境 / 水環境 / 音環境 / 土壌・地盤環境 / 有害化学物質 / 環境管理・公害防止
循環型社会の構築や地球環境に関するもの	廃棄物 / 資源・エネルギー / 水資源・水循環 / 地球環境
環境保全活動や環境教育・環境学習に関するもの	環境教育・環境学習 / パートナーシップ

## 1-6 計画の対象期間

この計画の対象期間は、市の最上位計画である笠間市総合計画との整合を図り、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。

なお、科学技術の進展や本市を取り巻く環境の変化、自然環境・生活環境に対する価値観の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計 画	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
笠間市総合計画 基本構想	基本構想										
基本計画	前期計画					後期計画					
笠間市環境基本計画	環境基本計画										

## 1-7 各主体の責務

### 1) 市民



日常生活における廃棄物の排出抑制、騒音の発生防止、屋外焼却行為の自粛等による環境への負荷の低減に努めます。

日常生活において環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力します。

### 2) 事業者



事業活動を行う際は、公害を未然に防止し、自然環境を良好に保全するために必要な措置を講じます。

自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることで、その減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理します。

自らの責任と負担において、その事業活動にかかる製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めます。また、事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料や役務等を利用します。

事業活動において環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力します。



### 3) 滞在者・来訪者



観光やレクリエーションなどの目的で本市に滞在する人は、環境負荷の低減や環境保全に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力します。

### 4) 市



市は、地域の環境の保全と創造に関する取組の推進役としての役割を踏まえ、環境基本計画を策定するとともに、計画で定められた環境施策を着実に実施します。